2012年1月 けやき総合法律事務所 ニュース第16号 2012年1月 けやき総合法律事務所 ニュース第16号

第31回全国クレサラ・ヤミ金被害者交流集会に参加して

事務局長 長坂 周

昨年11月26日、27日に松山市で開催された標記集会に参加しました。

これまで、サラ金などの高金利による被害者の方々は、弁護士などの支援者と共に金利引き下げ運動など 多重債務問題に長い間取り組み、それらの運動は平成22年6月18日に完全施行された改正貸金業法成 立といった形で成果を得ました。

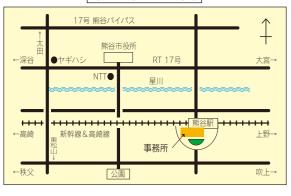
今回の集会では、分科会において「生活保護」「非正規労働者」などのテーマで議論するなど、多重債務に 関する運動は、貧困問題に対するものへと、さらに深い広がりを持った運動に発展していることを感じました。



そもそも多重債務問題は、弱者に冷たい社会 構造から必然的に発生したものであり、私達は そうした社会のあり方自体を根本的に変えな ければならないのだと思います。

そのために、多重債務に関する運動で私達が 培った共同の財産「知恵を出し合う事、粘り強 く取り組むこと、連帯の輪を広げることなど」 をこれからも発展させていく努力が必要であ ると感じた今回の集会でした。

事務所周辺地図





業務時間 法律相談

祝日を除く月~金曜日 午前9時~午後6時

法律問題が発生しそうな場合、まず法律相談を行います。

弁護士が相談者から事情を伺い、法律上のアドバイスをして、問題解決の 方向を示します。1回30分5000円の相談料を申し受けます。なお、債務整理の 相談は無料です。

お電話にてご予約をお願いします。

相談の予約

午前9時~午後5時の間に 048-527-6200 へお電話下さい。

事件の依頼 弁護士が代理人として、裁判を行います。

弁護士の費用は、事件を始める際の「着手金」、印紙代等の事件処理にかかる 「実費」、事件解決の際の成功度合いに応じた「成功報酬」に区分されます。 当事務所では、旧·日弁連の定めた報酬基準に準拠した報酬基準を採用しています。 また、債務整理事件(自己破産・個人再生・任意整理)については、 費用の分割払いもお受けしています。

法律扶助

当事務所では、弁護士費用を一括で用意することが困難な方のための、 費用を立て替える制度(法律扶助制度)の利用も可能です。

新年の通常業務は 1月6日(金曜日)から行います。

। বিশ্বকাশের কাশের কাশের

けやき総合法律事務所 ニュース

弁護士法人 けやき総合法律事務所 〒360-0036

埼玉県熊谷市桜木町一丁目1番1号 秩父鉄道熊谷ビル4階 TEL 048-527-6200 FAX 048-527-6210

http://www.keyakisougou-law.jp

年頭ので挨拶を申し上げます



天塩岳山頂のニッコウキスゲ

/南雲芳夫)

年頭にあたり原発事故に思う

福島原発事故の現場に向かうと、警戒区域の手前で「通行止め」となり、それ以上進むことができませ ん。その停止線がまるで「国境」のようであり、その先は日本であっても日本でなくなっているかのよ うな錯覚を覚えます。

原発事故から避難している方から聴き取りをすると、被害者の方が、住まい、仕事、学校、知り合いと の交遊、子どもが外で友達と遊ぶこと、家族、など生活の全ての面を喪失させられており、いまさらな がらに被害の大きさを感じます。

「人がある土地で生きるということはどういうことなのか」という点まで掘り下げ、実相にあった被 害救済を実現することが求められています。

国のかたちを変える契機にもなりうる原発事故を前に、改めて弁護士の使命を再確認し、今年も精 進を重ねていきたいと考えています。

一層のご鞭撻をお願い申し上げます。

2012年元旦

弁護士法人けやき総合法律事務所

所長 弁護士 南雲 芳夫

同笠原徳之

同白石加代子

同塩谷直理絵

事務局長 長坂

ほか事務局 一同

4

2012年1月 2012年1月 2012年1月 2012年1月 けやき総合法律事務所 ニュース第16号 2012年1月 けやき総合法律事務所 ニュース第16号



首都圏建設アスベスト訴訟 いよいよ結審・判決へ

弁護士 南雲 芳夫

司 白石加代子

引 塩谷真理絵

2008年に提訴された首都圏建設アスベスト訴訟は、本年1月には横浜地裁で、4月には東京地裁で、それぞれ結審することとなりました。訴訟の内容は、同封の署名用紙に詳しく紹介されているとおりです。

重い呼吸困難を伴う「石綿肺」、「肺がん」や「中皮腫」(胸膜のがんの一種)の原因となるアスベストについては、国が 積極的に建材への使用を奨励し、また、建材企業がその危険性を知りながらも大量に建材の製造に使用したことから、 建築作業の過程で、大工など建設作業従事者に、アスベストに基づく労働災害が多発しています。

そして、本件の原告のうち、既に半数以上が亡くなるという痛ましい被害となっています。

東京地裁、横浜地裁の結審・判決に向けて、国民の声を裁判所に届けるために、大変お手数ですが、同封の「公正判決を求める署名」にご協力を頂きたくお願い申し上げます。







「子ども代理人制度」へ期待

弁護士 白石加代子

昨年5月、家事事件手続法が成立し、「子ども代理人制度」が創設されました。

子ども代理人制度とは、親権を争う事件など一定の事件につき、両親の代理人とは別に、「子ども代理人」である弁護士を子どものために選任する制度です。この制度により、子どもが弁護士を通じて自己の親権に対する意見を調停等にて主張することが可能になります。

これまで子どもの親権が争われる場合、一般的に、家庭裁判所の調査官が15歳以上の子どもに対し、どちらの親と暮らしたいのかを聞くなど、子どもはあくまで調査の対象に過ぎませんでした。

しかし、離婚により一方の親と引き離される以上、子どもが当事者であることは間違いありません。親権をどちらにするかについて意見のある子どもが主体的に手続に参加したり、自己の意見を主張できるよう弁護士が協力するのであれば、離婚による子どもの心の傷は和らぐのではないでしょうか。

この子ども代理人制度の施行はこれからであり、様々な課題を残しているところですが、私は、子どもの状況を理解し、寄り添うことのできる子ども代理人を目指したいと思います。

原発被害の完全賠償を求める取り組みについて





弁護士 南雲 芳夫

福島第一原発事故により、強制的な避難を余儀なくされ警戒区域などから埼玉県内に避難してきた方々への支援については、埼玉弁護士会を中心に取り組みがなされてきており、特に9月からは、避難者の方々による東京電力に対する賠償請求が本格化しました。当事務所の弁護士も、埼玉弁護士会会員で結成された「原発被害救済弁護団(埼玉)」に参加して、特に、旧騎西高校に役場機能を移している双葉町の町民の方の相談に乗ってきました。

(活動内容はhttp://genpatsu.bengodan.jp/参照下さい。)

また、これとは別に、全国の自由法曹団の弁護士と共に、福島県内の民主商工会の方々を中心とする農家・自営業者の方々の被害の聴き取りと、損害賠償の相談活動から、「生業を返せ、地域を返せ!」福島原発事故被害弁護団が結成されるに至り、埼玉からもこの活動にも積極的に関与していくこととなりました。

この問題は原発の在り方自体を問うものであり、1 〇年以上の長い取り組みを覚悟しているところです。



「絆」―私が弁護士として考えるその意味―

弁護士 笠原 徳之

昨年春、ある少年との面会に、少年院を訪れました。事件当時よりも少年が礼儀正しく立派に成長していたことも、 もちろん嬉しかったのですが、それよりも自分の気持ちを素直に表現できるようになっていたことが印象的でした。

昨年東日本大震災が発生してから、「絆」という言葉を良く耳にします。弁護士は、事件が終わると依頼者様との関係が途絶えてしまいがちです。しかし、少年との再会のおかげで、「絆」の美しさを再認識させてもらうことが出来ました。

最近、私は、相談者や依頼者の方に、「ホームドクターのように思ってくださいね。」とお声掛けしています。事件が終了したとしても、何かお困りの際は気軽にアクセスしていただきたい。困りごとや悩みがあればご自分やご家族だけで対応せず、「あ、そう言えば知っている弁護士がいるから聞いてみよう。」と思い出していただきご相談いただきたい。そのような関係を皆様と築けて行けたらと強く思っています。

依頼者の気持ちをより理解できるように心がけて



弁護士 塩谷真理絵

弁護士になって1年が経ちました。離婚事件、交通事故、債務整理、刑事事件、労働事件、アスベスト訴訟等、様々な事件を経験させていただいた中で感じたことは、多くの方々にとって裁判というものが人生の中でとても大きな出来事であるということです。

弁護士にとって裁判所に行くということは日常的なことです。しかし、裁判や調停の当事者の方々は、とても緊張して裁判所にいらっしゃっています。30分以上前に裁判所にいらっしゃる方も少なくありません。

当たり前のことですが、裁判所に当事者として行くということは、一生に一度あるかないかという人生の一大事です。私は、そのような人生の一大事を多くの方々から任せていただいているのです。

2年目を迎えるにあたり、その責任の重さを今一度、噛み締め、事件に直面されている皆様のお気持ちをより理解し、相手方や裁判官に伝えられるように励みたいと思います。本年もよろしくお願い申し上げます。